

核物質防護に係る原子力規制検査の対応方針

令和 6 年 1 月 24 日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、以下の事項の了承を諮るとともに、報告するものである。

- ・ 令和 5 年度検査計画の重点項目への対応方針
- ・ 原子力規制検査（核物質防護）における日常検査

2. 令和 5 年検査計画の重点項目への対応方針（委員会了承事項）

令和 5 年 12 月 27 日の第 56 回原子力規制委員会において了承された東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する令和 5 年度検査計画（核物質防護）の重点項目について、令和 5 年度第 4 四半期の対応方針を、別紙 1 のとおり了承していただきたい。

3. 原子力規制検査（核物質防護）における日常検査

令和 6 年度から開始する核物質防護に係る原子力規制検査における日常検査の導入を踏まえた、日常検査とチーム検査との検討状況及び試運用の計画等について、別紙 2 のとおり報告する。

<添付資料>

別紙 1 令和 5 年度検査計画の重点項目への対応方針（公開）

別紙 2 原子力規制検査（核物質防護）における日常検査（非公開）

令和5年度検査計画の重点項目への対応方針

1. 経緯

令和5年12月27日の第56回原子力規制委員会において了承された、柏崎刈羽原子力発電所における令和5年度検査計画（核物質防護）に基づき、以下のとおり進めることについて了承いただきたい。

2. 重点項目に係る対応

(1) 確認の視点

① 荒天時の監視

(令和5年12月27日原子力規制検査報告書抜粋)

- ・ 荒天時における特別な体制が整備されたことにより、立地地域の自然環境に臨機応変に対応する監視体制が確立し、見張人による正常な監視が行われるようになった。
- ・ 定期的な訓練によって監視機能や見張人等の評価が行われ、実効性の検証を経て監視体制を更新していく仕組が整備されるとともに、現場実態を踏まえた効果的な不要警報対策が継続されるようになった。

今後の基本検査での視点（チーム検査及び日常的な巡視で確認）

- ・ 現在の確立された監視体制（体制、人員）が維持され、荒天が予想される際の対応も含め、実効的な活動が行われているか
- ・ 監視体制を改善していく仕組みや現場からの気付き事項への対応は適切に処置されているか
- ・ 荒天時に立哨が行われる場合には、所定どおりの対応ができているか

② PPCAP¹の状況（日常的な巡視で確認）

(令和5年12月27日原子力規制検査報告書抜粋)

- ・ PPCAPに原子力安全部門や審議内容に知見を有する者を加え、原因究明等の議論が活発に行われるとともに、迅速な情報収集を行う仕組を導入したこと。さらに不適合の類似性や頻発性を踏まえた傾向分析も開始され、多面的で実効的な議論が行われるようになった。
- ・ 協力会社からのCR起票が始まり、常日頃の気付き事項がPPCAPで一元管理されるようになり、CRの期限内処理の促進と相まって、現場が抱える様々な課題への対応が速やかに行われるようになった。

今後の基本検査での視点（日常的な巡視で確認）

- ・ PPCAPにおける技術的な議論（情報収集、傾向分析等）が継続しているか

¹ PPCAP (Physical Protection Collective Action Program) ; 是正措置活動

- ・協会社からのCR²の起票は継続しているか
- ・PPCAPの議論により具体的な改善がなされ問題の解決が実現しているか

③ 核物質防護モニタリング室の活動

(令和5年12月27日原子力規制検査報告書抜粋)

- ・核物質防護の実務経験者からなる核物質防護モニタリング室員によって、現場の状況に応じた柔軟で独立した行動観察が行われるようになり、アンケート調査も踏まえた分析結果を直接社長に報告し、社長からの指示を核物質防護部門に伝達して改善を求めるといった一連の活動が自立的に行われるようになった
- ・核物質防護モニタリング室自身の気付き事項を自ら主体的にCR起票し改善を主導する取組も始まり、核物質防護規定に明記された「劣化兆候を把握した場合は迅速かつ適切に対応し、継続的な核セキュリティの向上を図る」方針が実施されるようになった

今後の基本検査での視点（チーム検査及び日常的な巡視で確認）

- ・核物質防護モニタリング室（以下「モニ室」という。）は、情報の収集や現場を把握しているか
- ・モニ室は、発電所内での気付き事項を自ら発見し、主体的に改善を主導する取組を行っているか
- ・モニ室は、行動観察等の結果を社長に報告し、社長からの指示を現場に伝えているか

3. 東京電力に取組を求めた事項に係る対応

令和5年12月27日付で発出した原子力規制検査の対応区分の変更にあたり、同文書において引き続きの取組を求めた以下の事項

- ・核物質防護の向上に向け、自然環境も踏まえたハード面、ソフト面における継続的改善（2. ①で確認）
- ・改善活動に緩みがないか東京電力自らがチェックする一過性にしない取組（2. ③で確認）
- ・これらの取組を、経営層、幹部職員、担当職員が代わっても世代を超えて継承するための人材育成を含めた取組（適宜、セーフティの原子力規制検査と連携して確認）

についても、基本検査を通じて取組状況を確認する。

4. その他

² CR (Condition Report) ; 状態報告書

- ・ 当面の間これらの検査は、核物質防護の追加検査を担当した職員も参加する。